

112345678921

日一月五年四十正大

報情外内

號九十三百第

目次	
支那	比律賓
商法々典草案說明(二).....一	比島に於ける産業(一).....三
全支那に於ける軍隊(上).....七	佛領印度支那に於ける鑛業(六).....四
海軍陸戰隊旅長の銃殺.....二	蘭領東印度に於ける農業器具及機械.....四
雲南軍入桂に關し胡氏の對日本誤解.....三	爪哇に於ける農業器具及機械.....四
唐・范兩軍廣西衝突後の形勢.....三	英領北ボルネオ.....五
廣東雲南の妥協商議.....四	英領北ボルネオ(二).....五
最近廣東の勞銀調査表.....五	一九二四年世界各國別月次石炭産額表.....(表五)
廣東在留外人の衣食住宅用品價格.....六	一九二四年世界各國別月次鉄鐵及鋼産額表.....(表六)
唐繼堯氏の黄金政策.....六	
雲南省歳入に對する怪疑.....九	
北京工場調査報告(八).....三	

課查調房官督總灣臺

□一九二四年世界各國別月次石炭産額表 (單位千米突噸)

國別	一九二四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
石炭	377	363	366	366	333	327	344	350	350	354	345	344
英	213	213	216	219	219	218	217	217	217	217	217	217
合衆	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
白耳	213	213	216	219	219	218	217	217	217	217	217	217
佛蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
獨逸	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
和蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
波蘭	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
加奈	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
南弗	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
印度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
日本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合衆	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
獨逸	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
佛蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
和蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
波蘭	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
加奈	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
南弗	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
印度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
日本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
獨逸	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
佛蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
和蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
波蘭	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
加奈	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
南弗	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
印度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
日本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
獨逸	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
佛蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
和蘭	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
波蘭	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
加奈	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
南弗	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
印度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
日本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

情報

支那

□商法々典草案説明 (二)

第四章 草案中列舉せる商人の義務に二つ有り。

一、商業登記簿の登記。

二、商業帳簿の設備記載は、多數の立法例によれば婚姻契約を公布するを以て商人に於ける一種の義務と爲すも中國は民法々典編纂上如何なる原則を採定せるやに視る始めて規定すべし。

商業登記簿の制度は近く佛國に於て始めて行はる。その效果如何につきては尙ほ臆斷し難し。大抵佛國の採用せる商業登記簿制度の觀念は、瑞西及獨逸の旨趣と同じからず。商業登記簿の用處如何につきては、各國の觀察一樣ならざれど大約三種に分つことを得。

一、謂はく商業登記簿は商人なりや否やを判明するに尤も正確なる唯一の標準にして、凡そ商業登記簿に登記すれば始めて商人と爲る。否らざれば即ち商人に非らざる也。是れ瑞西の

制度の觀念にして獨逸の觀念は此に類似せり。

二、謂はく商業登記簿は商號の擔保として永久に保存すべからしむ。是れ獨逸制度の觀念にして下文に説明するところあり。

三、謂はく商業登記簿は専ら商業及第三者に對し關係あるの事實及報告を集合し或は公告するものなりと。是れ佛蘭西制度の觀念にして、草案は商業登記制度中第三種の觀念を採用せり。

夫れ商業登記は曾だに中國原存の商事組合帳簿の登記制度に改良を加へしのみならず、且つ二者とも實に混淆すべからず。蓋し商業登記簿は商事公斷處の保存に歸し商事組合員は之に監督を施すを得ざる也。

商業登記制度に規定せる所の各條に關しては、務めて其れが中國社會の情態に適合するを求め、外國の形式を摹仿するを要せず。例すれば婚姻契約の如きは登記公告の列に歸せず。乃ち中國の民法々典は如何なる種類の原則を採用すべきや尙は未だ定まらざれば也。

之に反し親族關係及それとも交遊する者は中國商人個人の信用に於て甚だ關係あれば、當さに公告を要するが如し。破産宣告に關する判決に至りては未だ何等の規定を見ざるは、乃ち中國の商人は特別の破産法を適用すべきや否や、或は普通強制執行法を用ふべきや否や

の問題は當さに先づ解決すべきを以てなり。第三十二條に規定せる商業登記簿の公告は、第三者に對して絶對的效力を生ず。佛國の法律は公告に關し多く舊時の條文を況用し、商業登記簿の公告に對しては別の規定を見ざれば、識者之を非難するもの有り。中國は法制々定の初頭に當り、正に此の好機を逸することなく商業の公告に關しては別に訂定を爲すべし。

商業帳簿の問題は久しく法學家及立法者の爲めに研究し討論する所にして、中國の商業慣習によれば略ぼ此の種の帳簿あり。此の點に關しては各國の立法例一ならず。

或は毫も規定無きものあり。或は規定せるも某々種なるを標明せざるものあり。或は某々種の帳簿を特定して他種よりも必要なりと爲すものあり。草案中某々種の帳簿に對し、例へば商業上の信書・控帳・財産目録帳簿の如きは定めて商人として必らず設備し且つ記載するの義務ありとす。此外商人に帳簿の選定及記載方法の自由を與ふ。多數の立法例は商人に日記帳設備の義務あるを規定せり。但余は法律の事實各方面に就きて細心考察し、此の種の帳簿は實際上頗る繁雜を極むるを以て之を置いて可也。財産目録の編製に至りては、須らく明文を用ひて規定すべし。此れ余が此の問題を研究するより得る所の效果なり。但し中國商業法律上の現狀は目今尙ほ幼稚に屬し、明文を以て規定するを要せざるなり。

第四十四條には商事公斷處が商人の法に依つて商業帳簿を設備せるや否や監督を行ふを得る



の權を定む。同條二項は別に豫防的規定あるは商人の利益を保護する所以也。帳簿は使用せんとする前に必らず捺印を要するは、是れ乃ち古制に則るものなるも捺印の制度は廢棄するも差支無きに似たり。佛蘭西の法律にも亦た曾つて之を規定せるも、然し實際上未だ實行せざる有様也。

第五章 第五章内には商業代理の問題に解釋を加へて明瞭ならしめたり。本章の規定は商事契約商事代理及問屋職業の範圍に侵入せるに似たれども余の意見にては法典の首めに略ぼ商業使用人を規定せざる能はざるものとす。よりに草案四十六條は特に商業使用人を列舉し、而してその法律上に在る地位を區別する也。買辦に至りては商業使用人の内に列せざるは、買辦は中外商業の中間人なれば也。

而して凡そ外國人に關係有るものは余均しく法典に規定せざるは、蓋し領事裁判權の問題に涉及するを欲せざればなり。

各國法典中獨逸の法典の如きは、商法規定に於て本より極めて完全せり。然るに各種商業代理人及その權利義務に於て尙ほ未だ適當なる定義を下さず。但その差異の處は商事慣習法に於て略ぼ見るべき耳。

總じて之を言へば商業代理に關し當さに當事者双方に契約の自由を與ふべきも、唯だ公共の

秩序に關しては條文を以て規定し以て詐偽を豫防し、第三者の利益を保護せざる能はず。是れを草案の本旨とす。蓋し草案の規定は専らその實際に適合するを取り、各種商業代理人を以て詳細に區別するを事とせざる也。

第六章 第六章は商業財團を規定す。商業財團の讓渡或は擔保の契約に關しては、當然契約篇に於て規定し此處に定むるは不適當也。

夫れ商業財團は商人が職業を實行するの基礎にして、商業上活動の資料が尙し仔細に規定せざれば商人に關する一切の條文は幾んど空文に等しからん。

第七十一條には商業財團に含まるゝ各要素を列舉せり。就中商號・招牌の如き法典外には適當の處に規定すべき無きに似たり。故に余は此の二項を以て法典に規定し、その他發明・特許・商標・圖像・模型の如きは將來工業或は所有權法内に於て規定すべき也。

商號の讓渡に關しては學者の見解同じからず。第一說に謂はく商號使後は即ち商業財團に混合して商業財團の無形の要素と爲り、商業財團讓渡の時商號が亦た從つて讓渡し、承繼人は原の商號を沿用して登告(登記廣告)の必要無き也。

第二說に謂はく商號讓渡の時承繼人は必らずその承繼人たるを登告し且つ聲明すべき也。

第一の制度は獨逸法典の採用する所にして久しく識者に評議されたるどころとす。蓋し商號



は乃ち商業上自己の名稱を表示す。その發達する所以のものは全く商人個人の信用及その商業上の活動能力に藉る。倘し讓渡の時承継人が登告をせず、而して原商號を沿用し、人をしてその商業は常に原の商人の主持せる所なるを知らしめば、是れ不正當の營業なりとす。願りて或は謂ふ、商號の讓渡は常に商業登記簿に公告す。某商號が經でに讓渡せしや否やを知らむと欲せば、商業登記簿を查看すれば足れりと。然るに商取引は事それ自體極めて繁雜深奥にして時々刻々商業登記簿を查看するが如きは何人とも斷じてかゝる餘暇は無からん。且本國人は固より査問するを得て某商號の確かに何人に屬せるかを知るべきも、外國人に至りてはいかでか之が査問を爲し得べけん。

獨逸は此の種の制度を利用す。故に外國人は徒らにその國中の某商號を慕ひ、而してその商業主體の或は己に變更せるを知らず。輸出の貨物は仍ほ陸續として絶えず。かくては商業道徳上誠實・公平の道に反すること大なり。若し夫れ佛・伊の諸國に至りては是れ有ることなし。草案七十七條の採用せる制度は商業財團の承継人に對し、登記簿に登記をなすを除く外又強ひてその商號の旁に於て承継人たるを註明せしむ。かくてこそ商業信用の必要と商經營誠實の定則とに於て兩つながら相妨害せざるにちかし。

草案の規定は中國商事の慣習に適合するを求め、而して獨逸制度採用の危險に對しては煩言

を憚らざる也。(完) (二月廿一日新聞報)

□全支那に於ける軍隊 (上)

(本年二月現在)

區域 隊號	主 將	同二混旅(同)	馬 瑞 雲	同六混旅	張 培 榮
執政衛隊長	田 書 年	同三混旅(同)	張 憲 鎮	同七混旅	胡 翹 傑
京畿警衛司令	鹿 鐘 麟	鎮威三軍	張 學 良	同四十一混旅	施 從 濱
十一師	馮 玉 祥	豫陝甘剿匪總司令	孫 學 岳	同獨立第一團	梁 世 昌
(代 宋 哲 元)		第十五混旅	王 充 岳	同補充團	寶 復 祥
暫編一師	鹿 鐘 麟	暫編一混旅	徐 永 昌	同第五師	田 友 望
同二師	劉 郁 芬	同二混旅	龐 炳 勳	同憲兵司令	孫 宗 先
同三師	鄭 金 聲	同三混旅	劉 廷 稅	同二十混旅	吳 長 植
廿五混旅	宋 哲 元	同四師	何 慶 霖	山東督省衛隊	
(二旅缺)		直隸四守備隊		右一師八旅二團五營約六萬二千五百人	
陸軍部衛隊營	王 長 瑞	右四師七旅又約九萬人		山西督辦	閻 錫 山
海軍陸隊	孔 祥 雲	山東督辦	鄭 士 琦	同 一 師	商 贊 賢
憲兵司令	同	山東一混旅(出防江西)	張 克 瑤	同 二 師	孔 繁 蔚
右四師五營約六萬七千五百人		同二混旅	張 懷 斌	同三旅元趙載光	李 維 新
直隸督辦	李 景 林	同三混旅	呂 秀 文	五旅元李敏	(同上)
直隸師(三旅制)		右四師五營約六萬七千五百人	張 建 功	同六旅	楊 愛 源
(三旅)		同四混旅	李 某	同七旅	張 培 梅
同 一 混 旅 (三 團 制)	邢 士 廉	同五混旅		同八旅	豐 梁 鴻

同九族	榮鴻慶	第二師	張治功	同二族	李啓佑
同十族	蔡榮壽	未成旅(元三師旅長)	馬汝滋	陸軍六混旅	劉永勝
同騎兵旅	路福保	河南四師	樊鍾秀	奉軍	張宗昌
同督衛旅	李德懋	一混旅	李治雲	程國瑞、褚玉璞、許嵐、張源泉、畢庶澄、蔡早木	
一混團	駐大同	同混成旅旅長	曹士英	江蘇警備團	傅象熙
二混團	傅有懷	同三混成旅	李鴻道	同砲獨立旅	魏旭東
山西憲兵營	報建	同第一混團	丁香珍	以上江蘇軍合計約十四萬人	
右二師八旅二團三營約七萬四千人		同二混團	馬志敏	安徽督辦	王揖唐
河南督辦	胡景翼	同三混團	郭振才	同混旅	倪朝榮
陝軍一師	胡景翼	同憲兵旅旅	馬吉第	二混旅	李傳業
二師	岳維峻	同補充步隊	陳青雲	同三混旅	王世讀
三師	田玉潔	河南巡緝營(孫岳一部)四十九營	以上安徽軍	同四混旅	高世讀
四師(一部在陝西)	陳文釗	右八師十五旅三團四十九營一支隊約十八萬人	憲兵司令	同五混旅	華清章
元、十四師新雲鄂ノ部	王爲蔚	江蘇督辦	以上安徽軍	同四混旅	程文洗
五師	元、二十四師楊清臣ノ部	江蘇一師	馬玉山	同五混旅	方本仁
騎旅	元、二十四師楊清臣ノ部	(同二師)	白寶山	江蘇督辦	唐福山
補充旅	李培贊	同三師	陳調元	同陸軍三混旅	蔣鎮臣
殺軍一、三、五、二、四、六旅	米振標	同四師	張仁奎	同陸軍一旅長	
(熱河より移駐)	李成霖	同七十六混旅	解散		
三十五師	張崇勳	陸軍十九旅	鄭廷榮		
四旅旅		同六師			
(元吳氏の三師學兵旅)		江蘇暫編一旅			

同三師	馮紹閔	同一族	鄭鴻海	同十四族	劉雲軒
(元蔡成勳一師旅長)	鄧如琢	同七族	謝焜燾	湖南省長	趙恒惕
陸軍一師	李鴻程	同十族	張湘砥	湖南第四師(三旅編制)	唐生智
(元陸軍九混旅)	張克瑤	同十七族	楊永清	第八族	李品仙
山東一混旅	常德盛	湖南二師	劉利	第九族	何健
河南一師	楊池生	(三旅編制)	蕭耀南	第二族	劉彬
漢軍一師	楊如軒	湖北督辦	寇英傑	岳州鎮(約一旅編制)	鄧序彬
同二師	賴世瑛	湖北暫編第一師	孫建業	沅陵鎮(同上)	陳渠珍
鄂軍一旅	丁寶中	(元湖北第二旅)	宋大沛	沅見鎮(第十六旅)	劉叙彝
省防砲兵營		同混旅	劉佐龍	湖西鎮(約一旅)	田應詔
憲兵營		同三混旅		鄂軍司令(同上)	夏斗寅
以上江西軍約八萬五千人		同四混旅		二旅編制	林支字
陸軍一師	王汝勤	同補充旅		十五族	唐振鐸
同十八師	盧金山	同憲兵營		前沅陵鎮	(元唐生明)
同二十五師	陳念先	漢口巡防隊		第十三族	蔡鉅猷
同二混旅	張聯陞	同步三團		川軍	熊克武
同十七混旅	于學忠	三旅		一師	喻培康
同十八混旅	王都慶	四族		二師	喻培康
同二十一混旅		十二族		六族	湯子模
以上湖北軍合計約八萬八千人		同三族		一師	余信唐
湖南省長	趙恒惕	同四族		二師	賀龍
湖南一師	賀耀組	同五族		六族	羅蓋光
(四旅編制)		同六族		族	唐俊武
		同十一族			

武衛軍	馬濟	同二十八混旅	王陵基	同八旅	鄭世斌
以上湖南軍	楊森	四川二師	李樹勳	川邊代鎮	孫兆燾
合計約十四萬七千人	劉存侯	同三師	鄭啓和	四川暫編第一師	賴心輝
四川督辦	楊森	同四師	楊春芳	同五師	何光烈
陸軍三十師	劉存侯	陸軍三十三師	潘文華	同九師	劉文輝
同二十一師	鄧錫侯	四川一混旅	鄭汝棟	同八師	陳洪範
同二十二師	田頌堯	同二混旅	何金鰲	同十師	劉著潘
同二十一師	唐廷牧	同四混旅	包曉南	陸軍七師十四旅	張耀樞
同十一師	陳國棟	同六旅	費東明	督辦	袁祖銘
四川一師	李其相	同九旅	苑紹增	第一師	王天培
同三師	陳鼎勳	川東清鄉司令	朱宗慈	第二師	彭漢章
同六師	魏能楷	川南清鄉司令	黃樹榮	第三師	袁祖銘
同十一師	段榮芳	川北邊防司令	楊國楨	一混旅	周成
同十二師	朱宗慈	全川江防司令	向樹榮	二混旅	李榮
同混旅	羅澤洲	川南邊防司令	黃樹榮	一獨旅	杜龍榮
陸軍二十七混旅	孫震	四川十一師	劉存厚	二獨旅	楊昌州
督辦	劉湘	同十二師	張成鈺	三獨旅	王其昌
四川督辦	楊森	四川督辦	張成鈺	第七旅	吳傳心
陸軍第十六師	唐式道	同四旅	劉國彬	第八旅	何壁輝
同三十師	唐式道	同廿旅	藍文彬	第一路	呂鳴鹿

第三路	吳國梁	七師	譚延闓	第六師	胡恩清
第四路	劉輔翹	湘軍總司令	宋鶴庚	獨立旅	何克夫
右四川軍	孫文	一軍長	張耀樞	(湘軍之一部分原隊復歸)	
合計約二十八萬七千人	楊希閔	九師	戴道岳	第一師	方鼎英
廣東大元帥	趙成梁	二師	譚道源	第二軍長	魯澤平
海軍總司令	廖行超	三師長	陳嘉佑	獨立旅	黃輝祖
第一師	朱世貴	第四師長	朱培德	第三軍長	謝國光
第二師	范石生	(一二混旅 四五六路)	許崇智	第四軍長	吳劍學
獨立旅	王三行	雲南軍長	陳德平	山陝軍司令	路孝忱
三軍長	李文僅	廣東軍司令	莫德平	第一師	郭文均
獨立旅	胡恩舜	七旅	馮扶裘	第二軍	許崇智
三軍長	胡恩舜	獨立團	梁士鋒	五旅	許崇智
第四師	胡恩舜	第三軍長	李福林	八旅	張文遠
五師	胡恩舜			十二旅	鄧澤理

海軍陸戰隊旅長統殺さる

海軍陸戰隊の旅長楊砥中は職に就きて後久しくよく海軍方面に注目され某司令とは尤も合はざるが爲め、位置頗る動搖を來せり。聞く同楊砥中は過日杭州に赴き孫傳芳の爲めに壽を祝し

(未完) (二月二十八日乃至三月十二日—青島新報)
 (二月十四日—順天時報等)

畢りて閩へ返らんとし、九日上海より寧興輪船に乗り込みたるに、海容艦長曾以鼎は兵を率ゐて楊旅長の我が艦に過ぎらんことを請ひ、その備へざるに乘じて之を撃斃せりと。(或は曰ふ楊の斃れたるは寧興輪船中に在りしと)曾氏の此の舉は海軍部内の密令を奉有するに係り、金門にて銃殺されし楊子明の事件と關係有りと傳へらる。(四月十二日—四報)

□雲南軍入桂に關し胡氏の對日本誤解

三月廿七日より同二十九日に至る三日間廣東に於ては孫文の追悼會開催せられたり。當日は市民皆休業し參會する者數知れず。雜踏を極めたりしが胡漢民は演説して曰はく今回雲南軍廣東攻略の裏面には日本の後援あり。雲南軍事顧問たる山縣某の活躍状況を見るも明かなり云々と。右は一時の謬見より生じたる發作的偶發的の言動ならんも之が爲め漸くその跡を絶たんとしつゝある排日の再燃を見るに非ずやと在留邦人は大に憂慮しつゝあり。(四月十七日—南支情報)

□唐・范兩軍廣西衝突後の形勢

范石生の全軍已に廣西に入りしより後、南寧・柳州・桂林間の交通遂に斷絶したれば、各種の消息皆非常の遲滞を來したるが、今柳州の消息に據るに唐繼堯氏側の龍雲部、鄧大謨部の二部隊は南寧より柳州の方に出發せるもの約一萬人あり。唐繼堯部の貴州省より獨山地方に出で、廣

西に入るの師は約一萬二千人にして、柳江に溯りて下れり。當時范軍が橫州貴縣に到着せる後龍雲部中の前鋒部隊は退いて柳州に駐り、以て唐繼堯部下の雲南軍が柳州に會合するを待ち、龍州・百色の一帶に駐紮せる後備隊八千餘人は雲南唐繼堯氏の令を奉じて邕寧に進み、一方唐繼堯の所部を促がし、夜中を厭はず前進せしたり。是に於て唐氏が廣西時局に對應するに餘力を遺さざりし一斑を觀るべし。さて范石生が兵を統べて廣西に入りし後に至りては、李宗仁・黃紹雄と協同作戰せんことに決定し、潯州を大本營とし戰線を劃定して三路に分つ。第一路は橫州永淳よりして南寧を攻め、范石生の擔任とし、第二路は柳州より宜山を攻め、李宗仁の擔任に歸し、貴縣を以て集合地點と爲す。二十八・九日に於て唐・范兩軍は賓陽に在りて數回の接觸をしたるが、唐軍の方は地勢に不熟なれば其の一部軍隊は范軍に包圍せられ銃器を押收さるゝこと三百餘挺大砲は二門を失ひ、其の儘柳州・邕寧の各屬地に向ひて退去せるが、范部亦之を追撃せざりしといふ。此れを前週間の事とす。

又最近梧州軍事機關の消息に據るに、五日に唐・范の兩軍は永淳・橫州間の間に於て開戦したるが、唐軍は龍雲部下の李天培軍にて范軍は楊旅・蔡旅を楊泰の督せるものに係る。双方正に戦を開始し砲彈横飛せるの時、忽ち唐軍陣地内より高く「滇人同志打すな」との意味の旗幟を掲げ、又戦場の四圍なる山林間に「昆明健兒の故郷に歸るを歓迎す」との長幡を懸け示したれば、范軍

の之を見るものは頓に戰意を失ひて前進せず、唐軍も別段逼り来る様子なきに、暫くはアキレて躊躇せるに乘じ、預て左右に伏せありし唐軍は急に出で、之を包圍攻撃したれば、楊部先づ支へずして退き、蔡部亦之に續いて動搖し、永淳地方は遂に唐軍の進占する所と爲り、范軍は退いて横州に走れり。是に於て范石生は令を前方に下し此の上退くものは軍令に照すべしと通せしめられたれば其の陣勢は稍定りぬ。然るに南寧に駐紮せる胡若愚軍は總勢九千餘人なるが張汝驥に率ゐられ三日急に出發して長安に至り、韓彰鳳部隊と聯合して共に柳江に向ひて進發し、一は義寧に進み一は平樂に進みけるが、黃紹雄の部隊は乘寡敵せざるを以て接戰を避け、遂に退いて大河即ち桂平河に至り兩岸を扼守し、一方李宗仁部隊に聯合し、潯州に集中して之を抵禦し同時に前鋒部隊に令し一律に潯州に背退して陣地を固めしむ。故に賓陽の地は亦已に唐軍の占むる所と爲れり。此れに由りて觀るに唐・范兩軍の形勢は實力上にては唐軍は范軍よりも優勝なるも、地勢の上より云へば范軍は唐軍よりも熟悉し居れり。(四月十四日新聞報)

□ 廣東雲南の妥協商議

唐繼堯氏の副元帥就任と廣西侵入に對し極度の反感を以て幾度か討伐宣言を發したる廣東政府も、廣西に於ける戰況不利にして范石生の地位危險に陥り、加ふるに客軍總司令の態度懸念

種 類	日 給	給 料 (廣 銀)	種 類	日 給	給 料 (廣 銀)
熟練な機械工	同上	一、三〇〇	生糸女工	同上	一、三〇〇
木工及火工	同上	一、一〇〇	刷毛女工	同上	〇、六〇〇
裁縫工	同上	一、〇〇〇	住宅使用人	同上	一、八〇〇
苦力	同上	一、〇〇〇	料理人	同上	一、六〇〇
構寸工	同上	〇、六〇〇	料理人	同上	一、五〇〇
構寸工	同上	〇、五〇〇	公司の書記長	同上	一、四〇〇
構寸工	同上	〇、四〇〇	公司の書記	同上	一、三〇〇
構寸工	同上	〇、三〇〇	公司の文案	同上	一、二〇〇
構寸工	同上	〇、二〇〇	マイヒスト	同上	一、一〇〇
構寸工	同上	〇、一〇〇	人力車夫	同上	〇、八〇〇

□ 最近廣東の勞働賃銀調査表

すべきものあり。四圍の形勢益々非なるを知り遂に妥協に傾き、胡漢民氏は雲南代表と妥協條件の商議を重ねるに至りしが、聞く處に據れば暫く副元帥問題に觸れず劉震寰氏を廣西省長に楊希閔氏を廣東軍務督理に任じ唐軍は范石生氏の退却を待つて廣西より撤退する事に折り合ひ附く模様なりといふ。(四月十六日廣東電)

備考 舊曆の七月・十二月には各半月乃至壹箇月に相當する賞與金を慰勞として贈るを普通とする。(本調査は廣東實業
公司の調査資料に依る)

□廣東在留外國人の衣食住宅用品價格

(一) 衣服及附屬品價格調査表

種類	單位	貨格(銀廣)		種類	單位	貨格(銀廣)	
		十二	十三年			十二	十三年
洋服	冬衣上	三〇〇	二〇〇	支那服	夏衣上	一〇〇	一〇〇
	冬衣下	二〇〇	一五〇		夏衣下	一〇〇	一〇〇
支那服	冬衣上	一〇〇	一〇〇	靴	上	一〇〇	一〇〇
	冬衣下	一〇〇	一〇〇		下	一〇〇	一〇〇

備考 大正四年(西曆一九一五年)より同十三年(西曆一九二四年)までの間に遞升したる物價中此處には最近大正十三年の價格を示したるものにて、本年も大略本調査表に同じ。(大正十四年三月末)

(二) 日用食料品價格調査表

品名	單位	價 格 (廣銀)	品名	單位	價 格 (廣銀)
十二	十三年	十二	十三年	十二	十三年

(三) 住宅借賃及收入との割合調査表

第百三十九號

備考 本表は在廣東帝國總領事館大正十四年一月末調査に係り、同三月末も尙本表價格を維持し居れり。

又米・食油・砂糖・鹽等の主要食料品價格は本情報前號(第一三八號)廣東主要食料品の最近調査表を看るを要す。
(イ)十月より翌年三月まで (ロ)一月末 (ハ)四月より十二月まで (ニ)十月より翌年三月まで (ホ)四月より十二月まで
(ヘ)同上 (ト)十月より翌年三月まで (チ)同上

(ニ)	(ハ)	ネ	レ	タ	カ	(ロ)	(イ)	ニ	バ	鯉	骨	骨	骨	生
ク	ナ	コ	メ	イ	ボ	カ	ホ	ワ	レ	シ	シ	シ	シ	シ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇.五	〇.五	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六	〇.六

等級	間數	家具の有無	週月借貸(廣銀)	收入の割合	指數(大正四年ヲ一〇〇トス)
一	五乃至一〇	無	二五〇弗乃至五〇〇弗	三割乃至四割	二三三
二	三乃至四	無	一〇〇弗乃至一五〇弗	三割五分乃至四割	二〇〇
三	二	無	五〇弗乃至七〇弗	四割乃至五割	三三三

備考 右間數の外、一流の借家には四乃至五、二流には二乃至三、三流には一乃至二の使用人小部屋を附屬せしめあり。

本表は廣東實業会社の調査資料に據りたるものにて、大正四年(西歷一九一五年)より同十三年までの借家價格を基準とし、一・二・三流借家賃の平均及同收入に對する割合を示す。(大正十四年三月末)

□唐繼堯氏の黄金政策

唐氏は早に兩廣を合併するの野心あり。民國八年護法の虚名に依り、特に雲南の講武學校を開放し、南洋に在りて大に華僑の學生を招き、兩廣併合の準備を爲したるに、南洋華僑の瓊州子弟は一時多く其の計策に陥りぬ。去年に至り、唐氏は日本人を聘して其の參謀と爲し、其の兩廣を圖るには先づ海路に出づるを要とするの議を納れ、それより後兩廣を圖るの野心益々急にして、遂に粵人劉某を派遣して香港駐在の代表と爲せり。劉某は會て廣州某報社に在りて校正員と爲りしことあり、稍報界中の人と相往來せる爲唐氏は之に命じて専ら香港の各新聞を買

收せしめ、必要金銭は富滇銀行より支出せしめたり。今香港新聞の中第一番に買収されたる記者は華字報編輯潘惠疇にして、諮議の名目を以て毎月二百元を與へ、其の次は大光報編輯董冷觀にして毎月百元を給し別に大光報に同じく百元の支給を爲せるも、亦董の吞没する所となれり。又去年該報小説記者黃天石を聘し唐の爲めに雲南通訊社を設けしめたり。黃天石雲南に至りしより後、其の妻唐氏に好かれたるより通訊社編輯よりして雲南省長署の秘書を兼ねたり。次に香港循環報亦百元の仕送りを受け居れるが潘惠疇亦之が論說記者たり。是より後潘黃兩編輯は大に唐氏の爲謠言を造り革命政府を攻撃しつゝあり。現に査する所に據るに唐氏は更に二歩を進め廣州の各新聞紙を買収せんと欲し、同じく劉某に命じて其の引線者たらしめたるも、各社共發覺を恐れて尙未だ成議あらずといふ。(四月一日—廣州民國日報)

□雲南省歲入に對する怪疑

雲南省は從來貧瘠の地なれば、前清時代には四川、湖北兩省の接濟に待ちし程なりき。然るに民國に及びて後俄に多數の軍隊を増し、加ふるに唐繼堯の暴斂苛税を以てし、該省の人民尤も甚大の苦痛を嘗め、其の生活の慘凄なる殆ど極點に達せり。唐氏はかゝる窮困を念とせず、頻年兵を用ひて已まず、年々の搾り取りは一億元に及べり。茲に唐氏の政府の收支比較を示さん

に粗左の如し。

一、收入

(甲)食鹽 雲南省の物産は食鹽を主要品の大宗と爲し、全省一百縣に亘り年々一億四千萬斤の賣行あり。原價毎斤六仙にて稅款運賃を合するも一毫に至らず。然るに今唐氏は之を己が專賣に歸せしめたる後、其の價格昇りて六毫より一元に至り、毎年の收入を綜計するに、少くも七千萬以上に在り。

(乙)煙土 煙土の輸出は毎年外省に賣出さるゝもの四千萬兩以上にして、百兩毎に百分の三十の稅を征るに、年收一千二百萬兩に上る。

(丙)種煙の畑地稅 毎年收入二百餘萬兩あり。

(丁)鹽務稽核所 毎年二百八十萬兩を收む

(戊)造幣廠 毎日大洋三萬元を鑄造し、毎元に六七割の銅を混じ居れば、毎月の收益は三十萬元、一年には三百六十萬元あり。

(己)財政廳土地・錢糧厘金・雜稅等 年收七百餘萬元

(庚)煙酒稅 五十萬元

(辛)箇舊錫稅 百餘萬元

二、支出

其の他門戶・房屋・小菜・大糞等の稅あり。唐繼堯毎年の收入の總計は實に一億萬元に達す。

(子)各縣の俸給公費 全省百縣は皆受負の性質を有し、一等縣には毎月七百五十元、二等縣は六百元、三等縣は四百五十元、全年支出總計約七十萬元。

(丑)教育經費 一年十四萬元

(寅)警察經費 一年十五萬元

(卯)省城各行政機關費 一年三十六萬元

(辰)雲貴分駐軍隊費 三十二團と稱するも實際は貴州省に在るもの十團に達せず、而して其の支給は貴州省の擔任に係り、其の雲南に在るものは十五團には達せず。毎團七百人總計約一萬人、毎一名平均月餉十五元とすれば、毎月の支出餉費十五萬七千五百元にして毎年の支出總計は百八十九萬元なり。

(巳)服裝等費 一年三十萬元

(午)行動開拔費 一年二十萬元

(未)軍事機關費 一年六十萬元

毎年の支出は最高限度を以て計算するに、實に四百二十四萬元とす。今兩方を比較するに

正當項目の支出を除く外尙九千餘萬元の多きあり。更に雲南の貨幣價格は元來香港よりも高く、近年大錫鴉片の香港・上海に賣行ける數測られず。輸入の品物は洋紗以外僅に匹頭紙煙のみなり。故に出入を比例し見るに爲替價は當然低落すべし。目下銀行値段は雲南貨幣百八十元が香港貨幣百元に當れり。此れ皆唐氏が暗に巨款を送りて外國銀行に預け入れたる結果なり。

夫れ江蘇省は全國內にて最も富める地域なるが、齊燮元時代に七師六旅の兵を養ひ、年に軍費八百萬元を支出したるに、江蘇人之に對し尙煩言あり、力爭して已まざりき。然るに之を雲南人の負擔に比すれば其の輕重は實に天淵の別あるのみならざるなり。彼の顧品珍が雲南の政を執ること僅に一年なりしのみなるに、所有不足額を支拂ひし上に、月々の殘額已に四百萬元に達し以て顧氏の臨終を飾れり。今唐氏軍餉の不足年餘に涉り、紙幣四千萬元を濫發し、銀行の損失一千餘萬元に達せるより觀れば、唐氏の引込み金額の大なること昭然たり。

(四月三日—廣州民國日報)

北京工場調査報告 (八)

第十四章 結論

北京に於ける各工場中今回調査せるものは(閉塞せるもの或は敷地の未定なるものを除く)合計大小五十二處にして、之れを營業別にすれば約十七種なり。此内單獨工場にして、職工數の最も多數なるは燐寸業の丹華京廠なるべく、資本の最大なるは電燈公司及自來水公司(水道會社)なり又一業の中工場數の最も多く且つ職工數の最も多數なるは絨毯業にして、之れに次くは棉織物業たり。茲に特に職業を分類し、並に勞働者の狀況を附記すれば左表の如し。

職業別	工場調査總數	職工數	徒弟數	最低年齡	作業時間	賃		食事宿舍
						工	徒	
絨毯	一六六	七九	九十二	十歲	最多十一時三十分 最少八時	最多每月百五十元 最少五十元	工賃は手當として酌給す	食事宿舍を給す
棉織	三三	三六	三六	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
印刷	三三	三三	三三	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
鐵工軍需品を附す	八	八	八	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
製革	三	三	三	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
石鹼蠟燭	六	六	六	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
靴	三	三	三	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
毛布	一	一	一	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同
糖菓	一	一	一	十歲	最多十時 最少九時	最多每月五十元 最少三十元	同	同

水	硝子器	水	道	電	製粉(小麥粉)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

備考 電車公司及水産紡毛工廠は開業するに至らざるを以て、記入せず、又北京の各工場には女工皆無にして、唯丹華火柴公司は時に女工を使用すれども、其去來自由なるを以て、常に作業に従事せず、工賃は製造高に應じて支給せられ、毎日銅元數十枚なり、而して食事宿舍は支給せず。

以上の各業工場中、組織の完備し、模範となすに足るものは固より乏しからざれども、大體に就き之れを言はば、北京の工業は尙幼稚時代たるを免れず、促進提唱すべき處頗る多々あるべく、之れを略述すれば左の如し。

第一節 徒弟制度の改良

北京に於ける工場の労働者は年齢を以て分類せず、唯徒弟と職工とに區別し、而して電燈及自來水公司(水道會社)等の徒弟無きもの、京華印書局等徒弟の成年以上なる者等を除きなば、其

餘の各工場の徒弟の年齢は多く二十歳以下十二三歳以上のものにして、其大多數は幼年工に屬し、製織、硝子、燐寸、絨毯等の如き各業は徒弟の使用尤も多く、此等徒弟の作業は職工に比し簡易なりと雖、然かも作業時間は成年職工と同様なり。而して就中絨毯業の使用徒弟は特に多く、全部徒弟を募集し、僅かに職工長一二名を留め、労働者をして幼年工にて占めんと欲するものあり。然るに幼年工をして成年工と同種の作業に従事せしめ、同等の時間労働せしむるは身體の發育上妨碍無しとせざるなり。但し我が國(支那)の徒弟制は西洋の幼年工に比し長處無しとせず、例へば幼年工の往々終日勤務し、而かも其手當は一匁にも足らざるなり、即ち徒弟は多く工賃の給與を受けず、工場主に於て、食事及宿舍を負擔し、作業動作は緩慢なるも饑餓に陥る憂無し。然るに工賃の支給を要せざるを以て、工場主は其經費の廉價なるを利用し、競ひて募集せり。故に幼年工は既に多數に上りしが、衛生設備之れに伴はず、崇外上三條の祥聚織布廠の如き其作業時間は十三時間に達し、工場狭隘なるに乍はらず、人員の收容極めて多く、參觀せし時徒弟に急性疫病の發生を見しが之れを醫院に收容せず、一日ならずして死亡せしに、屍を街道に曝して收容せざるなり。東西各國の工場に於て果して此等疫病の發生を見んか、直ちに作業を中止し、消毒を行ふべし、然るに該工場に在りては作業を繼續し、何等事無かりしが如し、之れを観るも衛生設備の不完備なるを知るに足るべし。我が國(支那)の徒弟は工場内

に在りては獨り工賃を得る能はざるのみならず、其生命も殆んど工場主の手に懸れり、斯くの如き待遇は斟酌改良せざるべからざるなり。然れども近來各業中各絨毯、綿布、靴下等の製織業は往々工場數甚だ多數に上れるを以て、製品の販路を擴張する能はず、經費を節減せんと欲し、競ひて徒弟を募集し、以て工賃を省かんと謀かれるものなるべし。抑も徒弟の手藝は既に遜色あるを以て、其製品の低劣するは免れ難く、價格も亦愈々跌落すべし、且つ徒弟は大抵三四年にて満期となり卒業し、満期後は其望みに依り、職工に昇進し、或は該業を自營するものなれば、若し一二絨毯業家の如く、勞働者を全部徒弟に置換せんと欲するは、目前得策に似たれども、三四箇年の經過後は、又別に徒弟を募集するにあらざれば依然工賃を支給せざるべからざるを以て、竟に彼等を解散して、別に幼年工を募集する事となり、即ち失業者は自營せざるを得ず、従ひて同業者の増加は愈烈しく、絨毯、靴下製織等の職業は資本極めて少きを以て學成りたる職工は容易に自營し得、利益は愈薄きに至るなり、果して然りとせば職工は其習得せる技藝を以て生計を營み得ざるべく、此多數の失業者は何を以て生計を謀るべきや、故に徒弟の募集に際しては宜しく全體に著想し、目前の工賃の低廉なるに迷ざる事母れ。是れ等は皆徒弟制中或方法を講じ改良すべき點なり。

第二節 製造品質の粗雜防止

北京に於ける各工場は資本不足し、設備も亦不充分にして、雙盛の麥酒、老天利のエナメル及京華印書局、丹華京廠等の如き資本充分に、又専門の技術員ありて研究せるものを除きては、北京磁業公司及永業紡毛公司是専門の學識者を有し、之れに依り規劃されたりと雖、然かも一は試營時代にして、一は尙工事中に屬し、其成績は豫言する能はず、其他の各工場は絨毯、綿布、硝子器、皮革、石鹼、蠟燭、靴下、鐵工等各工場の如き、一切の技術は多く専ら一二職工長に依れるを以て、一方面の研究改良たりと雖、毫も其智識無し、而して競争激烈なるに因り、唯原價の賣價を減縮し、以て顧客を求め居れども、其實際は商品の販路を擴張せんとするものにして、全く原價を縮少せるものにあらず、單に自己の製品を高價するのみなり。現在北京に於ける各工場の製品を観るに、石鹼蠟燭の品質は劣惡にして、皮革は品質硬く、且つ光澤無く、硝子器は破裂し易く、織物は品質粗惡にして色澤弱く、鐵工は製作粗雜にして、獨り東西各國の製品と競争し能はざるのみならず、天津、上海等に於ける製造品に比較するも尙遜色あり。幸崇文門税の制限あるを以て、他處の製品は輸入稍や困難なれども否らざれば即ち恐らく其發達は更に阻害せらるべし。絨毯は重要な輸出品なれども然かも、競争甚だ激烈なるを以て、染色は纔かに人造染料を用ひ、毛線には粗惡劣等なるものを混入し、外人の信用を失ふもの時にありといふ。外國商は此れに鑒み、間々自ら毛線を紡ぎ、自ら染色し、之れを工場に交附して、

其製織を請合しむるものあり、斯くの如きは特に注意し改良すべき點にして、今日の急務たり。原來毛線は手工により紡ぐ時は粗細を生ずれども、機械紡なる時は均一なる製品を得るなり。又染色の一項を見るに我が國(支那)の絨毯は植物色素を用ふるを以て、其特長となせども、然かも染色術は化學工業中の一専科にして、近時染料の種類繁雜を極め、遠く數十年前に在りては夢想せし所にあらざるなり。現在絨毯業の染色は數十年前の舊法を用ふるものにあらずして、任意性質の不明なる人造染料を用ひ、染色するものなれば、技術上尙も進歩無し。此次仁立毯廠を參觀せし時、獨逸染料商の該工場に於て、絨毯用毛線の染色術の試験中なりしが、外國人の研究に熱心たるは此に依るも知るべし。抑も人造染料の種類は甚だ多く、頗る堅牢たる品質のもの無きにあらず、例へば紅色染料の如き、若し適當なる種類及染法を採用すれば、其堅牢にして鮮艷なる事は、遠く我が國(支那)の從來用ひたる蘇木等に勝るべし。各絨毯工場を參觀せるに、唯爛漫胡同の開源のみは工場主自身染織に従事し、頗る其染法に注意し居りしも、其餘の工場に於ては悉く一二技師に依頼せり、而して彼等は唯從來の成法を墨守するのみにして、毫も科學の知識無きを以て、進歩し得ざる所以なり。然れども染色の一道は當業者に於て特に注意し、科學の方法を採用すべきものにして、獨り絨毯の輸出上信用を日に増加せしめ得るのみならず、其餘の各織物業に在りても、綿布、靴下等の如き多數の工場は、共に大いに其利益を

受くべし。其他の工場に於ては専ら職工長の指導に依り製造するものなれば、其缺點又多々たり、故に科學方面に付き深く研究し、製品の品質を逐次高上せしめ、徒らに一時的小利に迷はされん事を望むなり。

第三節 組合に依る共同利益の確保

北京に於ける各商店は錢莊業、洋雜貨業、吳服業等の如く組合を組織せるもの頗る多數に上れども、獨り製造工業は組織散漫にして、毫も系統無く、二三獨占の大事業たる電燈、電車、水道等特種の工業を除きては絨毯綿布、毛布、靴下、製革、石鹼、蠟燭等の如き製造工場は、各其工場數極めて多數なれども、然かも彼等間には融通點無く、且つ相互の猜忌心強く同業間に於ける利害の衝突點固より少なからざれども、既設同種事業の利益を共有すべく、共同自衛する處亦多し。同種事業に於て、互に猜嫌を抱くは獨り外界の容易に乗ずる所となるのみならず、自己の利益を失ふに至るべし。北京に於ける各製造業は資本の薄弱なる者多數なれども彼等にして聯合し、其販路を維持し、約束を勵行しなば、營業の發達せざる憂無かるべし。絨毯業は數年以前組合を組織せしが、經營者の中途に破散せるに因り、現在の絨毯價格は大抵外國商の任意に抑壓壟斷する處となり、大小の各工場は多く利を得る能はざるの感ありといふ。然れども公正なる方法を以て組合を組織し、加不足を調節し、價格を公定し、團體の團結を強固

にし、外人の操縦を許さざれば即ち必ず相互に有利なるべく、他に若し不良にして詐偽的製品あれば共同して之れを防止し、原料顔料の改良は協力して研究し、時に新模様の調査をなし、直接輸出の計畫をなすべし。果して有力なる組合を組織し得たらんには經營の著手容易となり、製品は進歩すべく、競争は日々減少し、一業中共同の利益を標準となし、個人の一時的私利を目的となさざれば、業務の發達は遠からず期待するを得べし。絨毯は輸出品の重要なものなれば、組合の必要を特に認むるものにして、其他散漫無稽の小工業たる棉布、メリヤス、靴下、手巾の製織業及石鹼蠟燭の製造業者等に於いても、若し各組合を組織しなば、營業の整頓輸出品の改良策等協謀せらるべし。否らざれば一般に散漫し競争は愈々激甚となり、業務は愈々衰微すべく、竟に實業界の福利は奪はる處となるべし。(完)

(農商公報第十一卷第二册)

比律賓

□比島に於ける産業 (一)

最近に至る迄比島製造業は島内住民の需要に止まり殆んど小規模生産に限られ居たり。米傾となるに先ちて大規模生産を行へるは僅に葉巻製造業其他二、三に過ぎず。近年各種産業に新式機械を用ふるに至りて輸向商品製造業は長速の進歩を遂げたり。即ち一九〇〇年輸出額二百萬比臺より一躍一億二千八百萬比以上に増大せり。而して一九〇〇年に於ける輸出の大宗は葉

卷、紙巻煙草、網索、椰子油なりしが一九二三年に及びては砂糖第一位を占め同年輸出額六九、〇三八二四六比、其他葉巻煙草(一九〇〇年に比し五倍増)、椰子油(二八、二三三、一六四比)、刺繡物(二二、七四六、五二九比)、網索(一、四九七、七六九比)等何れも著増せり。尙ほ輸出表に記載せらるゝものに帽子、ノットテッド・ヘンブ、眞珠貝鈕、イラン・イラン草油等あり。

既述せるに所によりても比島は未だ工業國に非ず、今後尙は數年を要す。前掲數字は比島工業發達の狀況を概示せるものなり。加ふるに比島に於ては原料の供給充分なると同時に潤澤なる熟練職工を得べし。即ち網索、燃糸、帽子、布地の原料たるマニラ・ヘンブ、香油用イラン・イラン草、木材、貝類等其の重なるものなり。而して輸出前、之等原料を加工品となすに至れるは極めて最近の事なり。

製糖業 比島製糖史上著しく其發達を劃せるは最近七、八年の事にして最大原因は新式製糖工場の新設せられし事にして、新式工場は一九一〇年ミンドロ島在サン・ホーセ、ミンドロ製糖會社を以て嚆矢とす。其他工場相次いで設置せられ之れに依りて一九一〇年來産糖並に輸出額は著しく増大せり。一九二四年初期に於ける運轉工場數三十一、一日當り製糖能力總額二二、九七〇噸に達す。之等工場所在地はニグロス島に多く其大部分は比人所有に屬し又製糖作業及甘蔗栽培を兼營す。

當地産糖の主要なるはセントロフューガル及マスコバドー(Muscovado)にして又精製糖の少量を製造輸出す。製糖會社にて製造せらるゝはセントロフューガル糖と稱しマスコバドーとは舊式糖廠に於て製造せらるゝ粗糖若くは赤糖の謂なり。上記兩糖は偏光の程度如何に據りて分類せらる。而してセントロフューガル糖は偏光度九十六乃至九十九度内のものなれど通例九十七度以上のものは殆んど製造せられず。又偏光度を基礎としマスコバドー糖に關する商業上の分類を示せば左の如し。

等	級	マニラ	イロイロ
第一	號	八六一八八	八七一九〇
第二	號	八四一八五・九	八五一八六・九
第三	號	八二一八三・九	八二一八四・九
第四	號	八〇一八一・九	八〇一八一・九
等	級	マニラ	イロイロ
第五	號	七八一七九・六	七六一七九・九
第六	號	七六一七七・九	七〇一七五・九
第七	號	七六一七六以下	

偏光度七十以下のものはイロイロ市場に於て Corriante と稱し暗黒色を呈す。

マスコバドー糖は通常ブリ製袋に包装し籐を以て括る。精製糖は五十斤入り黄麻袋に装入せられ又黄麻紐を以て締括る。ブリ袋はバンタヤン島セブ及カビス縣諸地方に於て製造せられ黄麻袋は印度より輸入せらる。而して後者は久しく其用に堪ふれども前者に比し遙に高價なり。

糖業の現況は上述せるが如くなれど之れに適當なる甘蔗耕作法を行ひ加ふるに新式工場を増設せし曉には現産糖額の四倍を優に製造し得るに至るべし。現在工場は二、三縣に限られ他地方に於て殊に小農及小生産者間に斯業の開發を誘掖するは比島現時に於ける最大急務たり。而して現今比島産糖額は舊式工場及其他舊式製糖所を加へ年々三十萬乃至四十萬噸に過ぎず。然るに其面積ルソン及ニグロス島を併せたる程に過ぎざる玖馬は年々四千五百萬噸を産し一九二三年玖馬製糖所一八二を數ふるに比島に於ては唯僅に三十一に過ぎず。

椰子油 始めて椰子油製造に着手せる會社は一九〇九年の創立に係る。之れより先き同油は粗製法によりて製造せられしが輸出は殆んど見ざりき。大戦前同油工場唯一に過ぎざりしが一九一八年後期には三十一を數へ一日平均産額千三百噸を計上せり。而して同島は年額八十萬を要するに同年産額は僅に三十萬噸に過ぎず。尙ほ此他コブラの供給を受くる工場多數あれども需要減退せばかゝる工場は忽ち閉鎖せらるべし。而して現今實際作業中のもの二、三に過ぎず。斯くて現在工場所在地は夫々マニラ、セブ及サン・パブローにして、其總月産額約一萬二千噸なり。

砂糖、煙草及ヘンプに於ける如く椰子油の分類は一定せざれども交趾支那、爪哇、錫蘭、日本及マニラ等の如き世界市場に於ては數種に分たれ其分類は同油に含まるゝ脂肪酸の量により

て決定せられ、脂肪酸少きものは品質良好なり。

煙草 元來比島よりは主として原料煙草を輸出せしが現在にては葉巻煙草、紙巻煙草等製品の輸出を奨励し居るものゝ如し。年々輸出煙草の半以上は葉巻煙草のみを以て占めらる。一九二三年葉巻煙草工場八十八、紙巻煙草工場三十三に達し其過半数はマニラに存在す。而して同年島内消費量は夫々葉巻八四、三二九、二五四本、紙巻四、四八五、七七五、九六〇本及外國向葉巻三三九、二一九、七八三本、紙巻三九、四二六、六〇六本に達せり。大規模工場にありては自己所有煙草園に於て原料煙草の栽培をなすも他の大多數會社は各縣より之れが供給を受く。

比島に産出せらるる原料煙草は總べて代理業者又は個人商人によりてマニラに集せられ此處に於て製造業者或は輸出業者に賣捌す。在マニラ商館の各代理店は主なる煙草産地に存置し各々直接生産者より又は民間商人の手を経て買入をなす。

斯くて煙草は製造業者の手に到達する迄に乾燥の上東に括られ葉巻・紙巻に加工製造したる後は充分なる検査と慎重なる分類を受け夫々箱詰となしレッタル及スタンプを押捺し然る後始めて海外に積出さる。

葉巻煙草の製造には總て手工労働に頼らざる可らず。然るに比島マニラに於ては熟練職工(大部分女工)潤澤にして常時新職工を得るの便あるにより労働者不足の聲は未だ之れあるを聞か

ざるなり。

商取引上比島製煙草は一にマニラ煙草と稱し居れども各煙草工場は夫々取引名を有し比島内に於て凡そ三千種類の商標あり。今日世界市場に於て最優良品と看做せらるるはスタンダード・マニラと稱し其需要は特に米國に於て最も盛んなり。比島政府は米國に一事務官を任命派遣し比島煙草の宣傳並に市場の開拓を行はしむ。斯の如く政府の煙草奨励と堅實なる栽培と相俟ちて現在マニラ煙草市場は頗る強氣にて其産額も亦逐年増大し居れり。

ヘンプ 近時比島ヘンプは殆んど全部原料纖維の儘輸出せらる。之等輸入國に於ける綱索工場は原料を各種綱索(Ropes, Cables, Twine, Cord)に加工製造をなす。最近ヘンプの製造業次第に著目せられ殊に綱索、ヘンプ真田、ヘンプ帽子製造業及織物用纖維の利用工業に於て然りとす。アバカ 世界に於ける綱索原料として比較的軽く、張力、耐久性及耐水力強き點に於てアバカは重要なものなり。専ら海運國に需要多く比島は殆んど此事業を獨占せるものゝ如し。綱索原料としてヘンプは特に船舶に缺く可らざるものなれど輸出品として始めて出でたるは一九一三年の事なり。大戦中綱索類に對する需要著しく大となり、該製造業は非常なる刺激を受けたり。今日島内に綱索工場數箇ありて米國市場に於ける需要大なり。

ヘンプ真田を原料とせる婦人用帽子製造業は未だ幼稚産業の域を脱せず、之れより先きヘン

工場動力は蒸汽、發動機によるを最多となし其他人力、水力によるものあり。又或る縣に在りては今尙ほ打穀機及脱穀機を使用し居れども産米中心地には既に精米所の必要あるより順次開設の運に至るべし。現存精米所のみにも現産米を處理するには充分なりと雖も比島政府は絶えず農作奨励を行ひつゝあるを以て産出米は漸次増産するに至るべく依りて所要精米所の設置必要なるは火を賭るよりも明なり。

蒸溜業 製酒業は早くより比島に行はれしも當時殆んど製酒者のみの需要に止まれり。其後西班牙は酒類の輸入を奨励せしかばニツバ汁及糖汁より醸造する業次第に盛んとなれり。此後各地に蒸溜所の設立を見しが尙ほ島内消費に止まり一九一五年始めて麥酒類の輸出ありたり。年々其總産額は一千六百萬乃至二千萬比、製酒業に従事せるもの一千乃至一千五百人に達し、其仕向地は香港、日本及佛領印度支那を主要地となす。

又同島内各地に繁茂せるニツバ椰子液は酒精製造原料として甚だ重要ななり。ニツバ沼池はブラカン、ラグナ、パンガシナン、パンバンガ、カビス、カガヤン、スリガオ、サマル及タヤバスに最も多し。而してニツバ椰子酒は「Tuba」と稱し比島民の好飲料たり。此他比島に於ける酒精原料として重要なものに玉蜀黍、米、甘蔗、糖蜜及椰子液汁あり。

製革業 島内製靴工場に二種あり、即ち一は勞力を省く新式機械工場、他を手工による小規

模工場とす。一九一八年工場數一三八及製造總額二、三五〇、三二七比にして本業に投資せられし總額一、六七七、六一六比に及べり。

マニラ市には現今新式製靴工場二、三ありて一九一八年製造販賣高約二十萬足、價額二百萬比に達す。又新式工場に於ては運動用竝に軍人用向其他各種靴の製造をなす。

又同市には百四十以上小規模製靴所あり、尙ほ他縣に於ても凡そ前同數製靴所を有す。之等は小資本の下に經營せる個人若くは組合の所有に屬し製品は島内消費に當てられ且つ數量に於ては新式工場より少けれども顧客の趣味嗜好に適する各種製品を製作す。

斯る小製靴店に夫々注文に應じて製造せらるゝ靴を一々分類すること能はざれども概ね歐米國新型を逐へる模様なり。

斯の如く比島内に於ける現存工場及多數靴店にて製造せらるゝものみにては未だ比島内の需要を満すに足らず、一九一八年に於ては二百萬足、價額四百五十萬比、一九二二年七十萬三千足、價額百二十二萬六千四百六十比、一九二三年七三、四二一足、價額二七七、七五九比を夫々輸入せる状況なり。前掲數字より比島製靴業の將來を觀するに尙ほ未だ發展の餘地充分にして新式靴工場の設立と共に米國、歐洲及支那各地よりの輸入を著減せしむるに至るべし。(未完)

(遠東時報十四年三月號)

佛領印
度支那

□佛領印度支那に於ける鑛業 (六)

老 掘

貨物輸送上の立場より見るに、本州は舟楫の便悪しく且つ長距離に連亘せるメコン河によりて其大部分を占めらるゝと共に内地に道路無き爲め、現在の状態に於ては寶石類を除ける他鑛物の探鑛を行ふこと不可能なり。

一九二三年ヱインよりタケツク (Takek) に至る自動車道路の開通によりて、ヱインシヤン (Yachan) 及サバーンナケツク (Savannahet) 間即ち長時日を要するメコン河中央部分を航行せず、一日にして海岸に達し二日には河内に到着し得、斯くて鑛物の探査を容易ならしめ得べし。

土人の探掘に係る石炭、鐵、鹽及寶石類(メコン河上流フエイサイ(Hoeng)に於ては中等青玉を産す)は地方的需要に止まるも、金及錫は現今迄歐人に頗る重要視せられたるものなり。

錫 ナムヒンボン盆地(バンクワ)及其附近に於ける鑛山

位置 著名なる錫鑛脈はナムヒンボン (Nam-Hin-Bon) 左岸の支流なるナムバタン (Nam-Patan) 河に沿えるバンタクワ (Bantakwa) ボーネン (Bo-Neng) ナン (Na-Phan) 等各地に發見

せられ、同河はヱインシヤン及タケツク間に位せるバヒンボン (Pak-Hin-Bon) の左方より繞々メコンに注ぐ。而してバンタクワに於ける主要鑛山より十二哩なるナムバタン河口には四時十噸積貨船を溯航し得、尙ほ水深高き時はナムバタンを越えて航行し得べし。鑛山所有者は更に鑛山とナムバタン河口とを連絡する道路を改善しつゝあるを以て乾燥期に於ても通運し得るに至るべし。又氾濫期を利用せば碎岩機等必要な機械類を鑛山に引揚ぐる事を得。

鑛脈及探掘法 此等鑛脈は廣き範圍に亘り粘土質土壤中に埋もれる含錫褐鐵鑛より成る。原鑛は近在鑛脈の破壊せるによるものと雖も、斯の如きは未だ詳ならず。

往昔本鑛脈の探掘をなせる土人は現今尙ほ小シャフトを以て貫き坑口に於て悉細に原鑛を選別し美麗なる錫鑛を採掘す。鑛石(五—二%の錫を含有す)は之れを壓搾し洗鑛を行ふ村落に運び支那型爐にて木炭及繩を以て還元す。斯の如くすれば純錫九六—九七%を得。年産額十噸乃至十五噸は外國仲買人(支那人)の手にて暹羅に輸出せられ、主として漁網用錘に使用せらる。

一八九九—一九〇三年間ヒンヅム錫會社 (Société des Etains de Hin-Bon) によりて試掘されたる鑛脈は其中に含有せる錫石が褐鐵鑛及粘土中に等分に存在せざるにより粘土全部及其他の含有物を共に處理せざる可らず、選鑛機械によれば平均錫一—四%に過ぎずと稱せらる。是の如く含有錫量の少量なるより機械的探掘をなすは甚だしく費用を要し、加ふるに調査委員會委

員が西貢よりメコン河を溯り鑛山に至るまで數箇月を要するの困難あるによりて、探掘は今日まで著手せられざりしなり。

然れども此等の事項は鑛物の採收法進歩し、交通機關の發達するによりて漸次減少し、更に組織的探掘を行ひ、殊に選鑛機械によりて地下に於ける錫石の存在豊富なる時に於て、本鑛脈を採掘する事は必ずしも收支償はざるべきに非ずと信せらる。依て目下此地方に於て探掘に従事せる印度支那錫鑛山探掘會社(Société d'Etudes et d'Exploitation Minières de l'Indo-chine)は一九二二年の創立にかゝれるが次第に發展すべし。

金 (イ)砂金層 太古より老掘人は河床或は河岸に沿ひて古くより堆積せる沖積層若くは山側に横はれる地層等の含金沖積鑛脈に於て採集せることあり。されど一立方碼に付少許の砂金を含有するに過ぎざるが如き早急且表面的試掘によるのみにして未だ岩床には到達し居らざるものゝ如し。

含金砂及砂利は母岩の裂開により自然に堰を形成せる河床に推積せるものにしてメコン河ルアンゾラバン(Luang-Prabang)上流に發見せらるゝもの之れなり。其試掘權は一九〇四年許可せられしが、後探掘に著手せざる理由を以て沒收されたり。

含金舊沖積層は各所に發見せられ、土人はメコン河に沿えるグイーンシャン下流ドンキエウ

(Dong-Kien)及ハカム(Hat-Kam)ツインシヤン省ナムサン峡谷、サヅアンナケット(Savannakhet)省セムンヒオン(Sebang-Hien)ハカムモン省フーエイサンノイ(Houei-Sang-Ngoi)及カムモン(Cammon)省ホンタ(Khontha)及ツインシヤン省ナムモン(Ngam-Ngam)等の峡谷に於て探掘せらる。

上述各鑛脈に對する條件付探掘權は佛人諸會社に許可せられしが、此等探掘權は期限經過せるに多くは探掘をなさず、殊に鑛山工業會社(Compagnie Minière et Industrielle)の如き鑛機運搬に際し非常なる困難をなす(ナムサン(Nam-Sane)に至る五十哩を引揚ぐるに巨費を要したるより、全く試掘を行はざるに先だちて會社は破産し同時に鑛山は放棄せられたり。

又山側に位し土人によりて採集せらるゝ含金沖積層はナムン(Pak-Bang)及シエンロン(Xiang-Khon)間に亘れるブールン(Pou-Luong)山脈中に發見せらる。

ロ)鑛脈 探金會社(Société des Gisements Alluvionnaires)は黃鐵鑛より成る石英を有する合金數鑛脈及スタントレナンド(Siang-Trenand)省ボーンム(Bokam)ノアトツン(Atopog)省コントム(Kontoum)に於て假試掘を企圖し居れり。

上記合金鑛脈は事情許す限り迅速且つ組織的に鑛物探査を行ひ得る價值あるものと雖も、未だ此方面に關し計劃せられしを聞かず。

東 埔 寨

各種鑛脈 ハイリン(Phalin)に於ける青玉鑛山

概説 暹羅との境に接しバツタムバン(Batthung)南西約五十哩及シヤンタバン(Chan-ta-bun)へ二十五哩の距離にあるハイリン青玉鑛山は東埔寨に於ける唯一の鑛山なり。四十年前此地方を巡回せる緬甸商人が、其價値を知らざる土人等が手に青玉を持てるを歸國後傳へしに、寶石を得んとして同僚相集り斯くて現在本鑛山の採掘に従事せる緬甸植民地起れり。此小植民地は二十年前暹羅統治の下に繁榮し住民約一萬は虎疫流行せるにも拘らず安易に生活し次第に財産を蓄積し歸郷せるもの多し、當時屢々優良青玉を發見し暹羅政府の許可を得て土人の主なる仲買人の居住せるシヤンタバンに送られ、此後盤谷に送致し其處より研磨する事無く倫敦及巴里に送り、加工したる後暹羅産青玉と稱して賣買せらる。而してシヤンタバンに於ては使用器具頗る原始的にして製品不良なるより地方の需要に對してのみ加工を行ふ。晩近土人當局者によりて佛國に讓渡せらるゝ迄ハイリンに於ける加工業は寶石運搬中不正を招く理由の下に禁示されたり。

東埔寨農民は此小植民地あるを寧ろ喜べり。其理由とする所は彼等が其住民に對し米其他食料品を好き値段にて而も現金取引を行ひ得るを以てなり。

然れども一九〇七年バツタムバン省東埔寨に移讓せられ、後間も無く非常なる困難に陥り而も完全に採掘せざるか若くは前採掘法を無視せる爲め、産額低減し住民も亦減少したり。大戰後生來せる長期不況は鑛山に非常なる打撃を與へ全然採掘中止となりたるには非ざれども一部分廢坑を見たり。かゝる事實の存在せるに拘らず新層に於ける探鑛は頗る有望なるものあり。青玉取引は政變の如何に影響せらるゝ事無く依然暹羅に送られ、未だ巴里寶石商が直取引を企圖せるを聞かず。暫時緬甸植民地は半獨立を維持し、植民地主腦が其有する權利を佛國人に讓渡せるは大戦中に於てのみ、而も尙ほ當時礦區の分配及礦層の破壊並に洗礦用水の配付、礦區所有者、労働者及掘割所有者間に於ける礦石分配、礦山税の支拂等に關する特殊不文慣習法施行せられ此鑛區のみは他の印度支那に於ける鑛業法規の適用範圍外に置かれたり。

鑛脈及採掘 以上述べたる如き寶石類は各種結晶岩石中に於て六呎乃至十呎に亘り沖積土層中に發見せらる。是等は元玄武岩より成るものと想像せられしが、寧ろ最も肥沃なる地層附近に發掘せられしにより此假説は證明されざりき。

産額 一九二〇年寶石輸出額は若干増加し、即ち一九一九年二、八五三カラット、價額二一五、〇〇〇法に對し、一九二〇年三、四一三カラット、三六〇、〇〇〇法に及べり。

鐵 ノムデッタ(Phnom-Dek)鑛脈は水位高き時に於て溯航し得べきコムボントム(Kompo-



ng-Thom)河に沿える同名市北方四十三哩の地點に位し、巧みに器具を製作するキニイ(Khouis)と稱する未開土族によりて探掘せらる。

當地方を視察せるフツフ(Fuchs)氏は一八八二年鑛業年鑑中「印度支那埋藏鑛石に關する紀要」なる題下に本鑛脈を熔岩より成る丘を横切りて存在する豊富且純鑛質の大鑛脈として記述せらる。然れども此報告は約九十哩隔てるメコン河に沿えるコーン(Khong)瀑布より動力を得て燃料に東埔森森林を使用し電氣爐を設立せんとする一會社によりて行はれたる假試掘により一端證明せられたれども其後何等新事實の發見を齎らざりき。

石灰磷酸鹽 東京に於けるが如き磷酸鹽鑛脈はカムポー、バツタムバン兩省石灰岩山脈中に發見せらる。而してカムポー省ケツブ(Kep)に近きタクミー(Tek Meas)附近に存在する鑛脈は大型戎克船の溯航し得る水路附近に在り、一九一九年創立せる最初の工場は未製磷酸石灰二、九五〇噸を産出せり。されどバツタムバン附近に存在する鑛脈に付きては何等著手せられず。(完)

(暹東時報十二年九、十月號)

**蘭 領
東 印 度**

□爪哇に於ける農業器具及機械

東洋及び西洋に於ける經濟的の相違は農業機械、器具の輸出商が注意深く研究すべき問題で

ある。總て農業耕作は疎放農法と、集約的農法とに分けることが出来る。前者即ち疎放農法は充分なる耕地面積を有する北米及び濠洲で行はれ、後者即ち集約的農法は條件が前と異なる東洋諸國で行はれてゐる。故に少規模の農業を行つてゐる東洋諸國に於ては機械の使用が出来ない。が然し彼等は猶幼稚な方法即ち手工業式耕作を以てしても多額の利益を得てゐる現況である。従つて其使用農具平均價額も西洋の二割を出でない。西洋に於て土地耕作上の労働節約方法は生活程度及賃金の高いため絶對的に必要があるが、他方に於て一般東洋農耕者が牽引機を購入しないのは重大なる二つの原因がある。即ち牽引機を購入しても其代價を支拂ひ得ざる事及び其の本能に保守的である爲である。少面積に多くの費用及労働を用ひる耕作法を行ふ地方に於ては各人の所有地が少く、其の爲め各人は賣買上の共同保護及利益のため團結をする様になる。之の團結が労働の不動性を形作り其の結果農業状態に安定を與へる。東洋の田園生活者の安定状態を變化せしむるは、前に述べた様な次第であるから至難事であり、従つて東洋人の使用する農耕動力は永久に、例へ牽引機を、或はガンソン、エンジンを買ひ得る能力があるに至つても「牛」によるのみである。東洋農業の盛衰は一定地よりの産出高により一方加奈陀は一労働者の産出高により決定される。爪哇の田園は人の集中せるため庭園の如く或は温室内に於ける庭園の如く耕作される。斯の様な經濟的相違は蘭領東印度に農業用器具試驗賣込の際考へら

るべき根本問題である。

爪哇の主要生産物は所謂大規模收穫は—現在砂糖、茶、煙草、護謨及び珈琲で之等は皆人手栽培である。此等は東洋に於けるエヌレート收穫物であるが、此でも機械を必要とせず自家製の農具を使つてゐるのであるから、他の收穫物に至つては機械の必要のない事は云ふまでもない。

土人機械及び器具

爪哇人は其の獨創に係る農業器具を有つてゐるが、又同じ獨創性に富む機械をも有してゐる。即ち *Biskampulens* (製米機) が其の著名なものである。又スマトラ西海岸州外に於ては木製の傳導齒車を有する製米機があり、爪哇西部に於ける支那人は手の込んでゐる水力を動力とする機械を使用する。 *Biskampulens* の組織は單純なものであつて各村で使用せられてゐる *Sampulens* も本質的に簡單に出来てゐる。土人水車及び其の他の灌漑用具は實に巧妙に應用されてゐる。爪哇人の水田灌漑法は世界に於て誇るに足るべきものたるを失はない。即ち世界に於ける何處よりも其使用水が統一され、導かれ且節儉せられてゐる。然し一方土人の珈琲工場及び紡績機械は巧妙なのが取柄だが過去の遺物たるに過ぎない。

水田耕作機

機械及び鐵製器類を記述するの困難は各々に地方色があるためである。故に記者は其各地方

に依り水田耕作機の型其他が異なるから西洋製造業者が其製品を爪哇に賣込む際に面する第一の困難は此であらふと推意するのである。

其等製造業者が土人製品を壓倒し得ない他の理由は爪哇人が其自身の耕作機を有する事及び之等が輸入金屬製品より遙かに安價なる事である。前述の如く地方により各々の型を有するが大體の型は一致してゐる。然して其組立には金屬を用ひてゐる事が堅い木の契を用ひる事がある。

爪哇にある機械會社の多くは多年間其鐵製耕作機を賣込まんと努力したが其成績は良い方ではなかつた。或る機械會社の一支配人が云つた所に由ると彼は年に百の機械を賣り其賣渡先は歐洲人ばかりであつたと。輸入される耕作機の中典型的なものは *Hindustan* で濠洲ケンタッキー及び *ルイスビールの* 製作によるものである。其れに附屬してゐる棒の長さは約十呎で、一時は一臺四・六〇弗で賣渡された。又他の耕作機で獨逸商館の手で取扱はれたものは同じく三・二〇弗で賣却された。勿論爪哇人は彼等手製の耕作機で非常に低廉に用を足す事が出来る。百姓達は彼等自身創作したものであるから非常に其機械を愛好する。

水田に牽引機を使用し耕作をするのは實用向でない、第一水田は臺地にあり且其の面積は部屋

の半分にも足らない。

爪哇式耙

土人耙には種々な型がある。又此の場合も輸入耙が耕作機同様土人製耙を全然放棄せしむる程安價であるが否やといふ事が問題となる。稻の様な收穫の場合には植付は困難なる仕事であるが、勞賃が安く且勞働者が多いので條溝を制限する事は殆どない様である。

爪哇人農作用手工器具

地方の異なるに従ひ爪哇人の手工器具には種々の相違がある。中東州を除く他の場所にてはPajolが第一の手工器具である。之は馬來半島ではChangkol 英領南印度ではNamat 同北印度ではKadoliとして用ひられてゐる鋤の様な長さ三呎の物の先に鐵の撓身がついてゐる。之は蘭領東印度農業に重大なる役目を果す手工器具であつてスラバヤで使用されてゐるものと、バタバヤで使用されてゐるものとは異なる。一獨逸商會は注意深くPajolを觀察しMata Sapi(牡牛の眼印)として發賣した。バタバヤPajolのは混合鋼であつて、スラバヤのは鋼製である。故に後者は早く磨損し其壽命僅か一年である。有名なる和蘭會社の計算に由れば約二十萬のスラバヤPajol年々賣出されてゐる。然して之の會社はCIFの値段をつけて加奈陀の會社に見本を送附する準備がある。加奈陀の會社は注文を受取ると同時に真正に近い見本を作り値段をきめるのである。

Pajol Forks として知られてゐるものは二、三の先端を有してゐて、一方鶴嘴も亦多量の輸入がある。

農場器具

水田同様鋤鑿山に於て用ひらるゝものはPajolにして其他護謨、茶、砂糖栽培上に用ひらるゝ多様な器具がある。採液小力、圓鑿、乳様汁液コップ、斧及び大鎌はスマトラ護謨園に於て使用されてゐる。護謨栽培は最も分業化されたる工業であつて主に歐洲人の手にて遂行されてゐるため、加奈陀に取つては利害關係が薄い。獨逸採液小刀は一般に使用せらる。大鎌の普通型は三八吋、四〇吋及び四二吋である。包装鎌及び平等に定成するのは至極困難である。鋸は珈琲園に於て使用さる。採掘熊手は草細にて巻きたる形のハンドルがある。價格を低廉にするといふのが第一要件であつて品質は問はれてゐない。砂糖農園の工場に於ては片齒の十二吋鋸が鐵の切斷及 Aanghauteoriken として知られてゐる四つの尖頭ある農業用熊手の作成に用ひられてゐる。

砂糖エステートに於ける索引機

爪哇に於ては種々の試験が時々索引機に就て行はれてきた。市場は猶だ充分に發達せず例へ理想的な型があるにしても現在々庫品があり且不況の除とて之を設置する機會は殆どない。

索引機に對する次の試験は一九二〇年十二月發行蘭印公論のを轉載したものである。

一九一四年最初に輸入された機械は標準作成の六十馬力のものであつたが硬質の地に於ては動力の足らざる恨があつた。一九一四年七五馬力の索引機輸入され結果甚だ満足なるを得た。即ち硬質の地に於ても満足に土地を耕作する事が出来るし一時に六畦を作りつゝ平均一日に七英反を整理する事が出来る。第三番目に輸入せられたものは二〇馬力であつて此につき一九一七年来種々な試験が行はれてきた。將來索引機が爪哇に於て此目的の爲め或は他の農業的目的の爲め使用せられるがどうかは豫測し難い。其の豫測の爲めには市場をよく監視する事が必要であるし又試験の結果も充分に注意されなければならない。護謨農園で索引機が使用されるなれば護謨の樹根は浅いため問題なく價值がある。

現在に於て索引機は自働索引機輸入者により運轉さる。加奈陀よりの有名なる Hodgson はよく廣告されるも論小型索引機である。

輸入大車及索引機は左の如し。

爪哇及マドゥラ	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
外部地方	六二一	一、四〇一	一、七二三	八一
	四八	一五四	二二八	一二八

一九二二年と其前年とを比較すると一九二二年の分が激減してゐる。之は不景色の結果在庫

品が多いためである。然し疑もなく此品物に對する需要は前條の様な障得がなくなれば直ちに再増加するはあきらかだ。

水車

爪哇に於ては風壓が低いため水車が利用され得るか如何かといふ事は疑問だ。然し群島の中小さな島嶼等では水車に對する先の見込は充分ある。若し然りとすれば此需要を考ふるのは至當な事だが、適當なる最中心地を選択するのが困難である。疑もなく濠洲は其事業に就き商賣を取り合ふであらふ。

結論

加奈陀の立場よりすれば農業器具及機械につき關係はないが然し東洋獨特の *Lagolis* については加奈陀の前述は洋々たるものである。耕作機作成は困難だ。甘蔗の場合には深掘が要求されるが他方に於て二月は雨期である爲め水が多いから耕作は軽く行はるべきだ。或る權威者の言によれば索引機が其將來を目せられてゐるのは煙草栽培ださうだ。(インター・ナショナル三月號)

英領北ボルネオ

英領北ボルネオ史 (二)

此れ以後遠征隊のブルネイに立寄りしは絶へて無かりしが一五二六年葡萄牙人 *Jorge de Me*

nessの來りしより再び外界との交通は開かれたり。馬來半島マラッカは一五二一年に有名なAlonso d'Albuquerqueにより獲得せられた後、de Meneses氏の來マラッカ後當時より葡萄牙人は馬來半島に確實なる根據を占めマラッカ及ブルネイ間の定期交通を胡椒運送の爲め開始せり。後一六四一年に至りマラッカは和蘭人の占領する所となりしが葡萄牙人は依然として澳門を根據地として通商を繼續せり。

ボルネオ島發見後多年間西班牙人同島に凡そ興味を有せざりしが一五七一年完全に比島征服後彼等はブルネイ國に食指を動かし初めたり。故に西班牙人は王宮内の謀反者と徒黨を組み、其謀反者を王に祭り上げたれども永續はせざりき。従つて彼等の有せし勢力は次第に減少し後一六四五年に至る迄ブルネイ人が比律賓近海に於て掠奪行爲をなせるため其膺懲手段として試みられたる遠征ありし迄其聲を聞かざりき。

同時代に於て未だ英國は他に多くの事業を有せしため北ボルネオに手を染めず又和蘭も十七世紀に至る迄何等同島を關係を有せざりしものなり。十七世紀に至つて漸く其東印度爪哇スマトラに接近せる南面に其居住を初めしもの、如し。然れども其勢力は偉大なるものにして全島の各部否全馬來諸島に其影響を及ぼせり。一六一一年バタヴィヤに其足跡を印するや否や東印度より葡萄牙人排斥を統一的に開始せし結果和蘭の勢力馬來群島中に愈々扶植せられたり。然

れども其結果は良からざりき。今や全馬來群島の運命は和蘭人の手に委ねられたり。賢明なる政府を有し且相當なる商業政策を行ひし結果其土地を支配し且利益を受享する特權を得たれどもその栽培の方法に無頓著なりき。即ち商賣を生むの理を覺らざりしためバタヴィヤをして同地方に於ける唯一の商業上重要地となせり。又葡萄牙が商業獨占權を保ち土人生産品をして其原價にて賣らしめたると同様和蘭人も同じ方法を試めり。又和蘭人は嫉妬深く其港に立寄る他國汽船をも排斥せり。

此が其時代に於ける政策なりき。當時和蘭勢力は強大なりしかば其害の及ぶ所も亦大なりき。彼等は支那向商品は必ずや其所有に係る倉庫に送られ同所より支那へ轉送せらるべきものなりと主張せり。結果支那ジャンクに依る直接運送を阻害せし事大なりき。此事實はブルネイを含む各港の盛衰に影響を及ぼせし事大なりき。及二重運賃を課せられたため輸出は費用嵩みし結果、輸出阻絶し多數人は其職を失ふに至れり。支那と直接運送杜絶の結果同國發展上缺くべからざる移民の入國を阻止せり。又一方既住の移民は其將來を憂慮し蛛の子を散すが如く同國を立去れり。一方其財政の窮乏を救ふため地方長官は現在農業を營める人々をして海賊的行爲を奨励し又同國をして又古の叢林に歸らしめたり。

サー・スタムホード・ラツフルズ氏は一八二二年の古事實に遡及し、斯の如き退嬰的政策を採

り土人商業を破壊せる事實が、マライ群島附近に横行する海賊の起原を開きしものなるべしと考察す。クロード氏も同時代の土人の事實に言及し我々が彼等に植付けんとしたる海賊的品性は結局我等の其悪影響を及ぼせり。

和蘭人の強奪的行爲は北ボルネオにも關接なれども遙に他の影響を及ぼせり。沿岸民族の今迄正直なる方法により其生活資料を得たるが海賊的生活に變せり。海賊的生活は彼等をして好闘民族たらしめ一方其行爲により獲得せる利益は商賣による利益よりも多く益々興味を有せしむるに至れり。又同じく正當の利益を剝奪せられしブルネイ貴族は王に朝貢せる上部民族に以前に増し壓政を加へたるため之等不幸なる民族は王の寶庫を充す以外に所謂行政權の委任を受けし此等馬來貴族の末葉の其囊中をも肥さしめざるべからざるに至れり。此狀況は時々悪化し一六五〇年には同國に未だ滞留せる支那人により結合せられたる蠻族の奮起を惹起せり。事態は愈々急に瀕しブルネイ王は其反逆者を鎮撫する能はざるに至り其隣國スル王の援助を乞ふに至れり。後再びブルネイの安定に歸するやブルネイ王はスル王の援助の報謝としてスル國にキマニス河よりタバアン・ドリアンに至る地域を割讓せり。之即ち英國にボルネオの一部を讓與せんとする元を開きしものなり。即ち後百年一七六三年に至りサー・ウィリアム・ドラツパーが馬尼羅を占領し西班牙人により捕獲せられし王アミール(Amir)を解放せる結果其報酬として

以前ブルネイより獲得せる地方及バウワンの南端及中間の島嶼を東印度會社に讓與し、西班牙攻撃の防禦をなすに同意せり。

此の讓與を受けたれども會社は其後十年間は他に事業ありて北ボルネオに深甚なる注意を拂ふ能はざりき。然れども會社旗は一七六三年にダリムブル(Dalympur)氏によりバラムバンガン島に確立せられたれど小居留地の同所に開設せられしは一七七三年以後の事なり。東印度會社は支那貿易と關連して東方生産物に對する根據地を必要としたり。バラムバンガン島は香港より千哩以内であれば適當なる途中寄港地なるが如かりき。同島は二優秀港を有せりといふ利益を有し猶其上(此考察の誤れる事は後に明瞭なるも)島嶼に於ける居留地は本土に於ける居留地より海賊襲來率少なりと考へ居られたり。

従つて軍隊及商人印度より渡來し馬來及支那人亦同島に居留するに至れり。最初よりして同植民地は決して健康地にはあらず、印度人軍隊も最初は其氣候に適應するもの少なかりき。之に加ふるに西班牙人は同企業に疑念を懷きスル人をして英國より離反せしむるため其全力を傾倒せり。一七七三年其の父の位を繼げるスル王イスラヘル王は西班牙人の會議に耳を傾け其の從兄弟ダト・タテンに信任狀を交付しバラムバンガンに遣せり。タテンは其從者二三と共に大工に變裝しバラムバンガンに入込みたり。同地にて彼は或る建築を受負ひ引續き其從者をバン

ギ及パラバタンガンに隠し彼來訪の目的を包めり。遂に一七七五年三月五日印度人軍隊の無能になる時及會社船の商業遠征に出發せんとする時に其從者を集め其背後より突撃し歩哨を殺し反逆的襲撃をなせり。三十名の守備兵殺傷或は捕虜となり、生存者は船の出發準備を云いつけられたり。スル人により獲得せられし戦利品は大砲、正貨及商品莫大にして又會社の蒙れる損害のみにても十萬弗(西班牙にて)に及べり。然るに其反逆者を捕縛し北ボルネオに於ける英國の名を發揚せんとする努力はなされざりしものゝ如し。其前年商館(Factory)ブルネイに於て開設せられたり。王は海賊の襲來を防ぐといふ條件付にて、同館に胡椒獨占權を與へたりと云はる。生存者の或る者は此商館に合し他はラプアンにて同じく商館に入れり。次で一八〇三年に至りパラバタンガンは再び根據地となり。然るに同所を維持するには費用嵩み且東印度會社に直接の利益を與えざれば其翌年に至り同所は閉され又ブルネイ商館も同じく閉され爾來東印度會社は全然ボルネオに對する活動を絶念せり。

斯くの如くして北ボルネオ植民第一期事業は終れり。現在パラバタンガンは衰微し少數のバジャオ人のみ住居し歐洲人の同島に至るもの稀なり。同島は北端より南端の距離十二哩ありて平地多きため珊瑚礁を綴ひて同島に近づくときは巨大なる鰐の如く見ゆ。又海岸を去る百碼邊より見れば殆ら一幅の畫にして砂の縁取あり又緑の塊あり而れども海岸地方は小高く山及沼澤入交る爲め不健康地なる事明かなり。(未完)

一九二四年世界各國別月次鉄鐵及鋼産額表 (單位千米突噸)

國別	一九二四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
英國	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
法國	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
德國	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
日本	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
美國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
蘇俄	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
其他

(一九二五年二月二十八日エコノミスト附録に據る)